

新しくなります

後期高齢者医療制度の被保険者証と 国民健康保険の高齢受給者証

後期高齢者医療制度の被保険者証と、
70歳以上75歳未満の人の国民健康保険(国保)高齢受給者証は、
毎年8月1日に更新されます。

新しい被保険者証などは 8月から使用できます

新しい被保険者証などが届いたら、内容に誤りがないか確認しましょう。新しいものは、8月の診療分から使用することができます。

対象／●被保険者証…75歳以上(一定の障害がある人は65歳以上)の人 ●高齢受給者証…国保に加入している70歳以上75歳未満の人
送付時期／●被保険者証…7月中旬 ●高齢受給者証…7月下旬
※7月31日(水)までは、現在の被

被保険者証と高齢受給者証が使用できます。

限度額適用認定証などの 更新手続きも忘れずに

医療機関の窓口で提示すると、自己負担限度額までの支払いになる「限度額適用認定証」と、「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限も7月31日までです。

8月1日(木)から使用できる認定証は、次の方法で受け取ることができます。

〈後期高齢者医療制度に加入している人〉

「限度額適用認定証」や「限

度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されている人で、8月1日以降も対象になる人には、新しい認定証が被保険者証と一緒に届くので申請は不要です。
〈国保に加入している人〉
申請場所／保険年金課、各支所持ち物／被保険者証、印鑑

申し込み・問い合わせ先

●後期高齢者医療制度の被保険者証
保険年金課高齢者医療年金班
☎62・5882

●国保の高齢受給者証
保険年金課国民健康保険班
☎62・5331

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の対象者

対 象		所得区分	交付申請できる認定証
70歳未満の国民健康保険の人		住民税課税世帯	限度額適用認定証
		住民税非課税世帯	限度額適用・標準負担額減額認定証
●70歳以上75歳未満の国民健康保険の人 ●75歳以上の後期高齢者医療制度の人 ●65歳以上75歳未満で一定の障害があり認定された後期高齢者医療制度の人	現役並みⅢ	課税所得 690万円以上	後期高齢者医療被保険者証か、国保の被保険者証と高齢受給者証を提示することで、限度額までの支払いになります。
	現役並みⅡ	課税所得 380万円以上 690万円未満	限度額適用認定証
	現役並みⅠ	課税所得 145万円以上 380万円未満	
	一般	課税所得 145万円未満	後期高齢者医療被保険者証か、国保の被保険者証と高齢受給者証を提示することで、限度額までの支払いになります。
	住民税非課税世帯		限度額適用・標準負担額減額認定証

※国保加入者の「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付は、国民健康保険税を完納していることが条件です。